

平成 22 年 4 月 13 日

「国の行政機関の法令等遵守（会計経理の適正化等）に関する調査」の実施

総務省行政評価局では、「行政評価等プログラム」を策定し、これに基づき、行政評価・監視等を重点的かつ計画的に実施しています。

今回、同プログラムに基づき標記の調査を実施することにいたしましたので、その概要をお知らせします。

○ 調査目的

本調査は、平成 21 年 3 月に総務省が勧告した「国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査」のフォローアップ（9 月）について、依然として国の行政機関等における不適正な会計経理の指摘があることを踏まえ、これを 6 月に前倒しで行うとともに、各府省における会計経理の適正化等対策の実施状況を追加調査するものです。【詳細は別紙参照】

○ 問題情報の提供先（「会計経理監視ポスト」）の設置

総務省ホームページにより、国の行政機関の職員や国民の皆様から国の行政機関の会計経理に関する問題情報を募集します。

[URL : [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000062100.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000062100.pdf)]

【連絡先】

総務省行政評価局法務・外務・文部科学担当室

担当：評価監視官 松本 順

総括評価監視調査官 澤村民哉

電話（直通）：03-5253-5450

FAX : 03-5253-5457

## 「国の行政機関の法令等遵守（会計経理の適正化等）」の調査について

### ○ 調査目的

平成 21 年 3 月に総務省が勧告した「国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査」のフォローアップ（9 月）について、依然として国の行政機関等における不適正な会計経理の指摘があることを踏まえ、これを 6 月に前倒しで行うとともに、各府省における会計経理の適正化等対策の実施状況を追加調査し、関係行政の改善に資する。

### ○ 調査対象機関

全府省

### ○ 主な調査事項

#### ① 「国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査」（平成 21 年 3 月勧告）のフォローアップ

勧告に対する各府省の改善措置状況

（主な項目）国家公務員倫理法等に係る取組の推進、内部監査の的確かつ効果的な実施、内部通報制度の実効性の確保、懲戒処分の適正な公表 等

#### ② 会計経理の適正化に関する追加調査事項

##### ・ 不適正な会計経理防止対策の実施状況

各府省が講じた不適正な会計経理防止対策の実施の有無とその内容・効果等

##### ・ 内部監査（会計監査）の実施状況

各府省における不適正な会計経理に関する内部監査（会計監査）の実施方法、実施内容

### ○ 問題情報の募集

総務省のホームページで、国の行政機関の職員や国民の皆様から本調査に関する問題情報を募集（「会計経理監視ポスト」の設置）

### ○ 調査時期

平成 22 年 4 月～ 6 月

(別紙資料)

## 1 「国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査」(平成21年3月勧告)のフォローアップ事項

フォローアップ事項	主な勧告事項
①国家公務員倫理法等に係る取組の推進状況	職員への定期的な研修の実施と遵守事項の浸透、贈与等報告書の提出漏れの防止、内部通報窓口の整備
②セクハラ防止等の推進状況	職員(非常勤職員等を含む。)への研修の実施、相談員の適切な配置
③内部監査の実施状況	業務監査(保有個人情報監査や情報セキュリティ監査)の適時・的確な実施、会計監査結果に対する改善措置報告の義務付けと会計監査結果の関係部署への周知
④内部通報制度の実効性の確保状況	通報範囲の拡大(公益通報者保護法の対象法令に限定せず職務上の法令違反行為に拡大するほか、職務外の法令違反行為にまで拡大することを検討)
⑤非違行為に対する即応体制、処分等の手続の透明性の確保状況	非違行為発生時における情報伝達手順の確立、矯正措置(訓告、嚴重注意等)に係る規程の整備
⑥懲戒処分の公表状況	処分事案の適正な公表
⑦再発防止対策の推進状況	不正経理事案の再発防止策の推進(職員間の情報共有の徹底等)
⑧法令等遵守の推進状況	法令等遵守に係る取組の定期的な検証・評価の実施、公表

## 2 主な不適正な会計経理の態様

区分	説明
預け金	事実と異なる内容の関係書類を作成するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入したことにして、業者に代金を支払い、以後の物品購入の代金等として業者に管理させるなどしていたもの
一括払い	正規の会計処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた上、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させ、これらの物品が納入されたこととして事実と異なる内容の関係書類を作成し、購入代金を一括して支払っていたもの
差し替え	業者に事実と異なる請求書等を提出させ、契約した物品とは異なる別の物品に差し替えて納入させていたもの
翌年度納入	契約した物品が年度内に納入されたこととし、関係書類に事実と異なる検収日を記載するなどして経費を支出していたもの
先払い	契約した物品が納入される前にこれらが納入されたこととし、関係書類に事実と異なる検収日を記載し、経費を支出していたもの
前年度納入	前年度に納品させた物品を当該年度に納品させたこととし、関係書類に虚偽の検収日を記載するなどして経費を支出していたもの
契約前納入	契約手続を行わないまま物品を納入させていたのに、関係書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載するなどして、物品が契約締結後に納入されたこととして経費を支出していたもの